気仙ものづくり産業人材育成ネットワーク規約

(名称)

第1条 このネットワークは、気仙ものづくり産業人材育成ネットワーク(以下、「ネットワーク」 という。)と称する。

(事務局)

第2条 ネットワークの事務局を沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター内に置く。

(目的)

第3条 ネットワークは、企業、学校、行政及び団体が一体となって、大船渡地域(大船渡市、陸前高田市及び住田町)のものづくり産業を支える人材を育成することをはじめ、地域のものづくり産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 学校と企業が共同で行う産業人材育成関連事業の総合調整
- (2) 会員(企業・学校等)のニーズ把握
- (3) 会員(企業・学校等)への地域の企業(学校)情報の提供
- (4) 会員(企業・学校等)からの相談対応
- (5) その他、必要な事業

(会員)

第5条 ネットワークの会員は、第3条の目的に賛同し、ネットワークの運営等に参画するものであり、大船渡地域のものづくり関連分野の企業、学校、行政、団体を基本とする。

ただし、それ以外の地域の企業等であっても加入できるものとする。

(役員)

第6条 ネットワークに次の役員を置く。

代表 1名

副代表 2名以内

運営委員 16 名以内

(選任)

- 第7条 運営委員は、総会において会員の中から選任する。
- 2 代表及び副代表は、総会において運営委員の中から選任する。

(任期)

- 第8条 役員の任期は、就任後2年目の定時総会終了時までとする。
- 2 役員は再任を妨げない。

(総会)

- 第9条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は毎年1回開催し、臨時総会は運営委員会が議決したとき又は代表が必要と認めたと きに開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 年度事業計画に関する事項
- (2) 年度事業報告に関する事項
- (3) 運営委員の選任
- (4) 代表及び副代表の選任

- (5) 規約の変更に関する事項
- (6) その他運営委員会において必要と認めた事項
- 4 総会の議長は、代表が務める。なお、代表が出席できない場合は、副代表が議長を務める。

(総会の議決権)

第10条 ネットワークの会員の議決権は、1会員につき1個とする。

(総会の定足数および議決の方法)

- 第11条 総会の定足数は、会員の過半数とする。
- 2 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成による。

(運営委員会)

- 第12条 運営委員会は、代表が必要と認めるとき又は運営委員の2分の1以上が会議の目的たる 事項を示して請求したときに開催する。
- 2 運営委員会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 総会に付議する事項
- (2) ネットワークの運営に関する事項
- (3) その他代表が必要と認めた事項
- 3 運営委員会の議長は、代表が務める。なお、代表が出席できない場合は、副代表が議長を務める。

(運営委員会の構成)

第13条 運営委員会は運営委員をもって構成する。

ただし、運営委員以外の会員の聴講は自由とし、代表が必要と認めたときは、会員以外の関係者を出席させ意見を求めることができる。

(運営委員会の定足数および議決の方法)

- 第14条 運営委員会の定足数は、運営委員の過半数とする。
- 2 運営委員会の決議は、出席運営委員の過半数の賛成による。

(会計年度)

第15条 ネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第16条 本規約は、総会の議決を経て変更することができる。

(施行期日)

この規約は、平成21年3月6日から施行する。

門 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。 附 則

この規約は、令和3年6月24日から施行する。